

九十九里町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円追加分）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）は、住民税均等割非課税世帯等や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯当たり7万円

支給対象と申請等の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年12月1日時点で九十九里町に住民登録されている世帯で世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯【支給要件】

- ①世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養等を受けていないこと
- ②住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ③租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

いいえ

支給対象外

申請時に九十九里町に住民登録がある世帯で予期せず令和5年1月～令和5年12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

はい

はい

はい

はい

九十九里町から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）」を世帯主名義の口座で受給済みの世帯

手続き不要です

支給案内を送付します。

※給付金の辞退や振込先の変更等がなければ手続き不要です。

※振込先の変更があれば令和6年1月24日までに町社会福祉課までお問い合わせください。

左記以外の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

確認書を送付します。

返送が必要です。

令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

申請が必要です。

申請書の入手方法は、町ホームページ又は社会福祉課までお問い合わせください。

申請が必要です。

申請書の入手方法は、町ホームページ又は社会福祉課までお問い合わせください。



返送・申請期限

令和6年3月15日（金）

※消印有効

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から九十九里町にお住まいの場合

●九十九里町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）を世帯主名義の口座で受給された世帯

対象となる世帯には、九十九里町から、支給内容や注意事項が書かれた支給案内が届きます。

- ・口座の変更や辞退のご希望がない方：手続き**不要**です。
- ・口座の変更や辞退の希望がある方：手続きが**必要**です。
- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯である方：手続きが**必要**です。
※**手続きが必要な世帯**は、届出書を担当窓口にご提出ください

●上記以外の世帯

対象となる世帯には、九十九里町から、支給内容や確認同意事項が書かれた**確認書**が届きます。

お送りした確認書の内容をご確認いただき同封の返信用封筒により**ご返送ください**。※受領後、振込まで概ね1ヵ月を要します。



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に担当窓口へ直接または郵送でご提出ください。※振込まで概ね1ヵ月を要します。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月からの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに担当窓口へ直接又は郵送でご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

返送・申請期限：令和6年3月15日（金）※消印有効



給付は1世帯1回限りです。上記I・IIの重複受給はできません。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

【担当窓口】 九十九里町社会福祉課社会福祉係
【受付時間】 8:30~17:15（平日）

0475-70-3162